

農用地除外申立に関する手引き

この申立書で申請するのは、農業振興地域「農用地区域」からの除外です。農地転用を行うにあたり、対象となる土地が農業振興地域「農用地区域内」にある場合には、農用地除外の手続きが必要になります。

2 申立できる人

○「農用地区域内」の農地の所有者

3 申立受付締切日（R7. 1 1 月～変更）

○年2回（5月末日・11月末日 土日祝日と重なる場合はその前日）

※締切後に一括して審査します。

4 標準審査期間

○締切後8ヶ月～1年程度

※あくまでも標準の期間ですので、これ以上かかる場合もあります。

5 申請窓口

本館3階 農水産課農政係

6 その他

○「農用地区域」とは、優良農地の保全を目的に設定されている区域です。

申請をしても、一定の要件を満たしていなければ除外は認められません。

詳しい内容は担当までお問合せ下さい。

○事業計画地が4haを超える場合には、事前に農林水産省と協議・調整が必要となります。必要書類等も多くなり、手続きに時間を要する場合があります。

○事業計画地が「地域計画」の区域内にある場合、原則として地域計画の変更が必要になりますので、担当までご相談ください。

担当：農水産課農政係

電話：0470（22）3396